

## A. 東京日野ロータリークラブ慶弔規程

### 第1条 慶 事

#### 1 結婚

会員が結婚したときは、次のとおり祝い金を贈り祝意を表する。

祝い金 20,000 円

#### 2 出生

会員に子女が誕生した時は、次のとおり祝い金を贈り、祝意を表する

祝い金 10,000 円

#### 3 授章

会員が国または地方公共団体および諸団体より授章し、または表彰を受けたときは、理事会に諮ったうえ、例会において記念品を贈りその栄誉を称える。記念品は次のとおりとする。

記念品 金額上限 30,000 円相当のもの

#### 4 喜寿・米寿・白寿

会員が喜寿・米寿・白寿に達した時は、それまでの社会に対する貢献を称え、これを慶祝し、記念品を贈呈する。

記念品 ①喜寿 金額 10,000 円相当のもの

②米寿 金額 10,000 円相当のもの

③白寿 金額 10,000 円相当のもの

#### 5 祝宴の出席

会長または幹事あるいは両者が、当クラブ会員または会員の親族（ただし一親等以内に限る）にかかわる結婚披露宴、新築落成等の慶事に招待された時は、当クラブは会長、幹事が祝意を表す祝い金のうち次の額を限度としてこれを補助するものとする。ただし具体的な補助金額はその都度理事会において定めるものとする。

補助限度額 金額 20,000 円

## 第2条 見舞い

### 1 疾病見舞い

会員が怪我または疾病のため、例会を連続して4回以上の欠席の止むなきに至ったときは次の通り見舞金を贈るものとする。

見舞金 金額 10,000 円

### 2 災害見舞い

会員が、火災、風水害、盗難等の災害を受けたときは、理事会の承認を得てその災害の程度に応じた見舞金を贈る。見舞金額はその都度理事会にて決定する。

## 第3条 弔事

会員または会員の親族が死亡したときは、弔電を送り、次の区分に従い香典を供え、弔意を表す。

### 1 会員の死亡

金額 20,000 円、受け付け、ロータリー旗を配備

### 2 会員の親族の死亡

①会員の配偶者 金額 20,000 円、受け付け配備

②会員の親または子女 金額 10,000 円、受け付け配備

会場が遠距離（日野市基点に 50km 以上）にある場合、受け付けは配備しない。

③会員の配偶者の親 金額 10,000 円  
ただし会員と同居に限る

### 3 献花

会員または会員の親族が死亡した場合には遺族の意向を受け、香典とは別に花輪または生花を献ずる。

## 第4条 実施

本規程は 2003 年 12 月 3 日より実施する。

付則 本規程は 2003 年 12 月 3 日 理事会において制定  
本規程は 2009 年 6 月 3 日 理事会において一部改正